

食品企業の海外ビジネス展開支援をとりまく施策の動向

2025年6月12日

農林水産省 輸出・国際局 審議官
笹路 健

食料・農業・農村基本法の改正

- 2024年5月、農政の基本理念や政策の方向性を示す**食料・農業・農村基本法**を改正。
- 世界的な食料情勢の変化に伴う**食料安全保障上のリスクの高まり**を受け、**新たに食料安全保障に関する条文**を基軸に規定。
- **食品産業**の健全な発展を図る観点から、**海外における事業の展開の促進**について初めて明示的に規定【法20条】。
- 食料の安定的な供給のために欠かせない農業生産基盤を確保するための手段として、**海外への輸出**について規定【法22条】するとともに、**安定的な食料輸入**の確保の観点から、**輸入先の多様化**、輸入先国への**投資の促進**について規定【法21条】。

第1章 総則

（食料安全保障の確保）

第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、**食料安全保障**（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2～3 （略）

4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要**であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。

5～6 （略）

第2章 基本的施策

（食品産業の健全な発達）

第二十条 国は、**食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性**に鑑み、その健全な発展を図るため、・・・ **海外における事業の展開の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物等の輸入に関する措置）

第二十一条 国は、国内生産では需要を満たすことができない**農産物の安定的な輸入**を確保するため、国と民間との連携による**輸入の相手国の多様化**、輸入の**相手国への投資の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

2 （略）

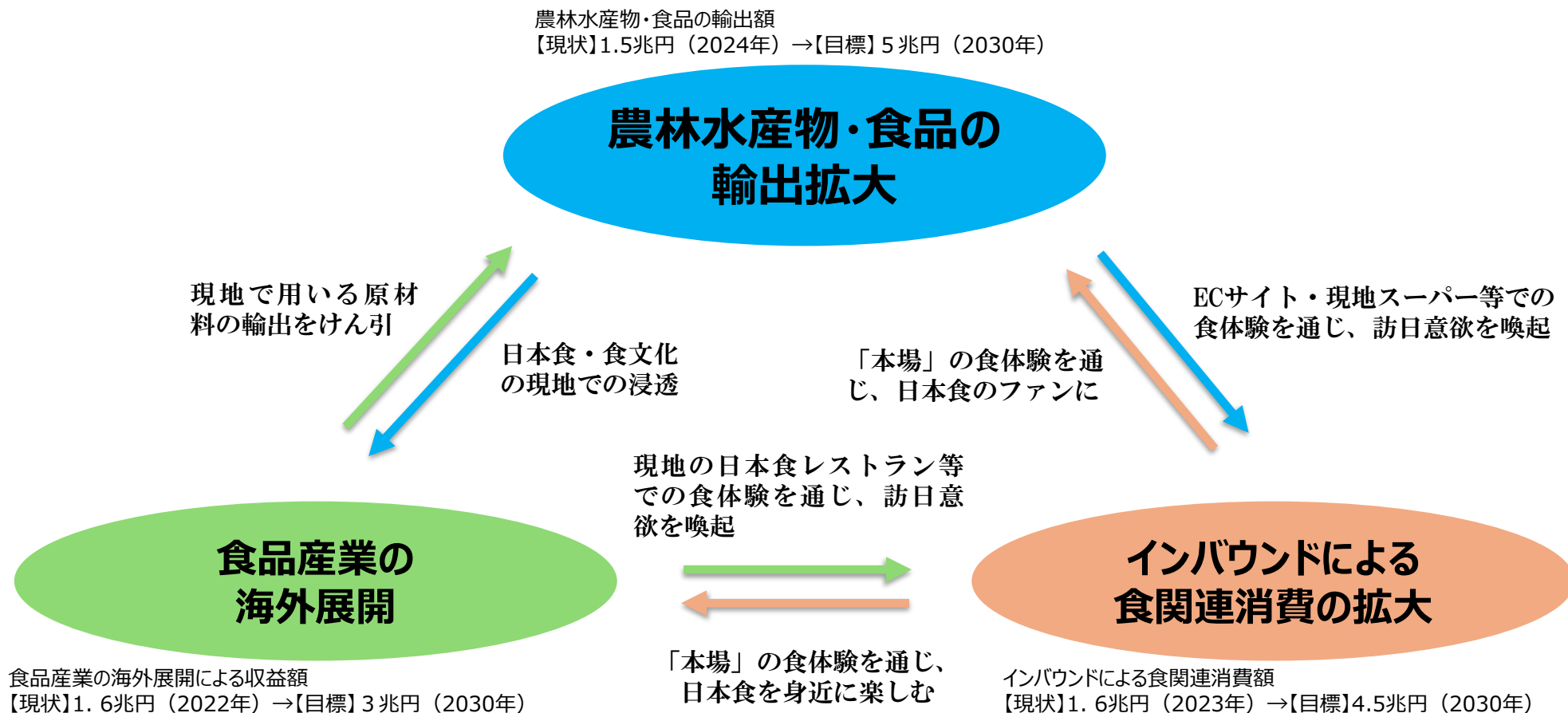
3 国は、肥料その他の農業資材の安定的な輸入を確保するため、国と民間との連携による輸入の相手国の多様化、輸入の相手国への投資の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の輸出の促進）

第二十二条 国は、農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農産物の輸出を促進するため、**輸出を行う産地の育成**、農産物の生産から販売に至る各段階の**関係者が組織する団体による輸出のための取組の促進**等により農産物の競争力を強化するとともに、**市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化等の輸出の相手国における需要の開拓を包括的に支援する体制の整備**、輸出する農産物に係る**知的財産権の保護**、輸出の相手国とのその相手国が定める輸入についての**動植物の検疫その他の事項についての条件に関する協議**その他必要な施策を講ずるものとする。

輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

- 食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、2025年4月、食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、海外需要の拡大と供給力向上を車の両輪として施策を展開し、輸出拡大等を加速化。
- 輸出拡大の加速化と共に、「食品産業の海外展開」、「インバウンドによる食関連消費の拡大」を連携して進め、各施策の相乗効果を通じて、「海外から稼ぐ力」を強化。



新たな食料・農業・農村基本計画のポイント（食品産業の海外展開関連）

食料・農業・農村基本計画では、食品産業の海外展開を推進するため、引き続き、

- 「**グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会**」の枠組みの下で行われるセミナーの開催等を通じた事業者への**情報提供**や、海外現地での物流・商流構築に係る**投資案件形成支援**
- **輸出支援プラットフォーム**を活用した海外現地での**支援体制の強化**、現地の法務・税務等に通じた専門家によるサポート等を実施する旨を記述。

2 食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大

農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化するには、輸出に加え、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費を拡大していくことも重要である。**食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費は、海外収益の拡大の観点から、モノの輸出と本質的に同様でかつ相乗効果が期待される。**一方で、これまで、モノの輸出をターゲットに主要施策が展開されていたが、今後は食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を一体的かつ効果的に進める必要がある。

このため、輸出促進施策と併せて、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図る観点から、輸出支援プラットフォームの枠組みの活用も念頭に、日本発のフードバリューチェーンの構築に向けて海外現地での体制強化を図るとともに、中小・中堅企業のグローバル展開を推進する経済産業省やJETRO、インバウンドを振興する観光庁や日本政府観光局（JNTO）、JFOOD0等の関係省庁、関係機関との連携を強化して効果的に実施する。

（1）食品産業の海外展開

食品産業の海外展開は、海外子会社の利益による企業グループ全体の価値向上や日本本社に送金される利子・配当等による日本本社の利益拡大等を通じて、食品産業の発展や経常収支黒字の拡大に寄与している。また、日本産原材料を用いた現地加工、日本食・食文化の理解促進等を通じ、輸出促進にも貢献するものであり、長期的な視点で投資を継続することが重要である。

これまで農林水産省では、食品事業者の海外展開支援を目的とする「**グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会**」の枠組みの下で行われる**セミナーの開催等を通じた事業者への情報提供や、海外現地での物流・商流構築に係る投資案件形成支援等**を実施している。また、これらの施策に加え、経済産業省等により講じられている業種横断的な施策も含め、食品事業者のニーズに対応したきめ細かな支援を一層強化し、バリューチェーンの構築につなげていく必要がある。

このため、食品産業の発展のみならず、原材料となる日本産食材の使用や日本食・食文化の理解促進等による輸出拡大につなげる観点から、食品産業の海外展開を推進する。これに向けて、海外拠点設置に対する制度融資の活用などの推進などによる資金融通の円滑化を図るとともに、**輸出支援プラットフォームを活用した海外現地での支援体制の強化、現地の法務・税務等に通じた専門家によるサポート**、GFPによる事業者マッチング、セミナー開催、輸出に関する情報発信など農林水産物・食品の輸出拡大に向けた国内外の枠組みを活用することで、食品産業の海外展開を促進する。

グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会

- 世界的なバリューチェーン全体を通じた海外需要を獲得するため、食品企業の海外ビジネス展開を後押しする上での情報交換・発信の場として、セミナー開催やビジネス・ミッションの派遣を実施。
- 約800社となっている会員企業の多様なニーズをよりの確に反映した活動・運営に向けて、本年度、GFVC協議会の正副代表及び会員代表企業から構成するアドホック・アドバイザリーボードを設置し、議論を仰いでいるところ。

メンバー数： 966社・団体等（2025年5月26日現在）

- ・民間企業（799社）、関係機関・団体（104社）、学識経験者（26人）、地方自治体（28）、関係府省（8）が参加。
- ・農業生産者から流通、外食、金融企業など川上から川下まで様々なセクターの企業等が加入。

主な活動内容

1. 食品産業の海外ビジネス展開に関する情報提供

海外でのビジネス展開に関するセミナー開催やメールマガジンの配信等を通じた優良事例や公的支援メニューの紹介。

- 令和6年度に実施した各種セミナー
 - （1）グローバルサウス市場の開拓に関するセミナー
 - （2）関西発の海外市場開拓の取組についてのセミナー
 - （3）環境等に配慮した海外ビジネス展開についてのセミナー
 - （4）海外現地における食品物流についてのセミナー
- 実務的な留意点をまとめた海外展開ガイドラインを策定・普及

2. 官民ミッション等を通じたビジネス・マッチング

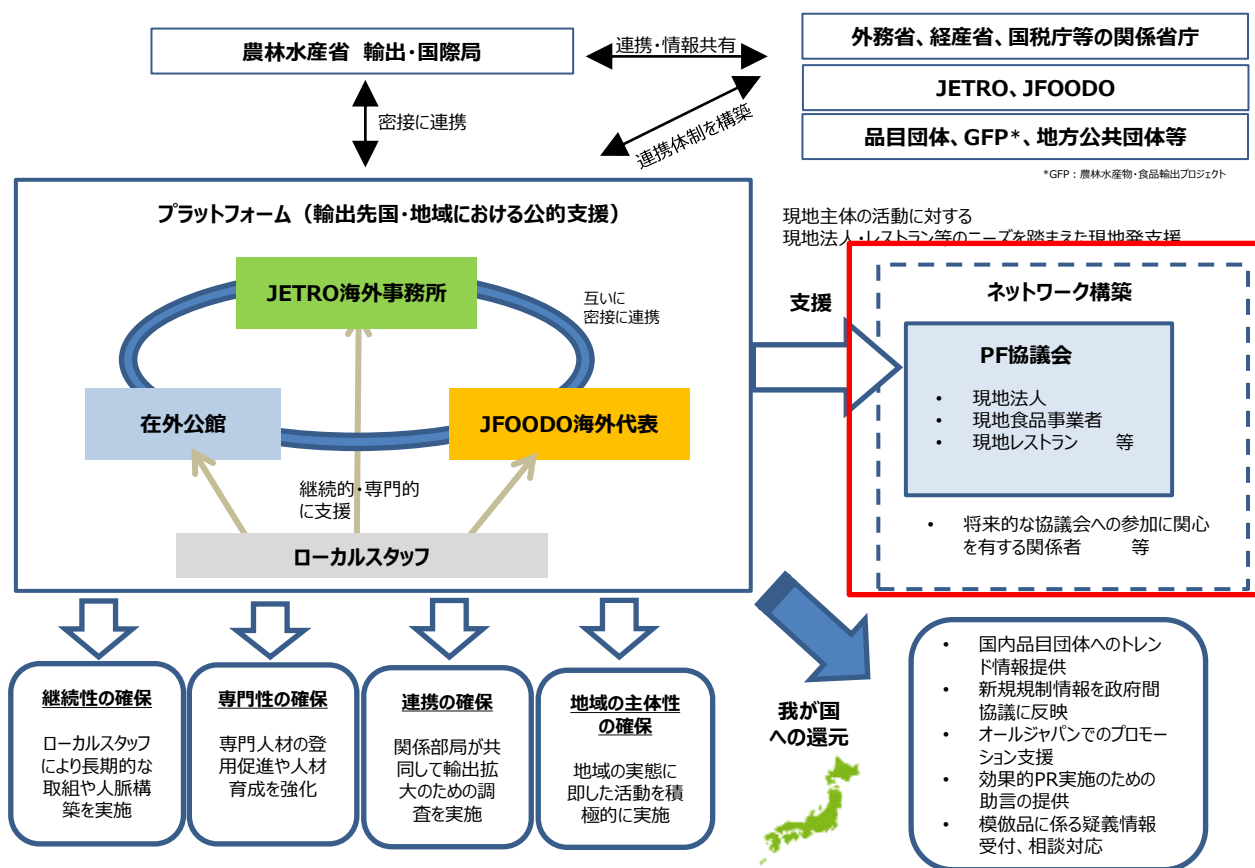
官民参加のビジネス・ミッションの派遣等を通じて、日本企業単独では関係構築が難しい相手国政府や現地企業とのマッチング機会を創出。

主な官民ミッション実施国	
ASEAN	ベトナム、ミャンマー、タイ、インドネシア、カンボジア、フィリピン
南アジア	インド、ネパール
アフリカ	ケニア、南アフリカ
ロシア・NIS	ロシア、ウズベキスタン
中南米	ブラジル、アルゼンチン
大洋州	豪州
中東	サウジアラビア・UAE
欧州	オランダ、フランス

輸出支援プラットフォームによる食品産業の海外展開に向けた支援体制の強化

- 輸出支援プラットフォーム（PF）は、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットイン・マーケットメイクの輸出を進めるため、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援するため設立。
- 2022年4月の米国をはじめとして、EU、タイ等の10カ国・地域（16拠点）において立ち上げ済。
- 現地進出済みの日本企業のネットワーク化（PF協議会）によるロビイング体制の構築などにより、今後、食品企業の海外ビジネス展開に係る支援体制を強化することとしている。

輸出支援プラットフォーム（PF）のイメージ



プラットフォーム設置国・地域

設置国・地域	拠点設置都市
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
	ヒューストン
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
香港	香港
中国	北京
	上海
	広州 成都
台湾	台北
マレーシア	クアラルンプール
UAE	ドバイ



食品企業の海外ビジネス展開にも資する輸出支援プラットフォームの活動

○ 輸出支援プラットフォームにおいては、市場・規制の全体像や変化など、現地発の有益な情報をカントリーレポートとして作成・公表。

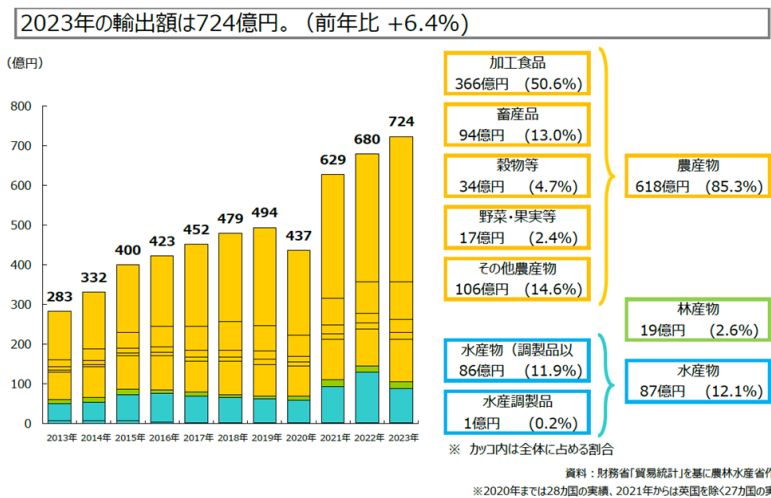
【活動例①】 全体レポート

国・地域ごとに、**農林水産物・食品に関する市場や規制の全体像**をとりまとめ。「まずはこれを読む」ため作られた入門編レポート。

(EUの例)

1. 市場概況 (EU, 仏、独、伊)
2. EUの規制 (食品)
(規制の全体像、主な規制概要、フランス独自規制)
3. EUの規制 (農林水産品)
(品目別輸出可否と要件、Q & A)
4. 動植物検疫
5. 日EU E P A 概要

全体レポート抜粋



[EU PF
ウェブページ](#)



【活動例②】 品目別レポート

国・地域ごとに、**特定の品目に関する市場や規制情報**のほか、現地事業者の声等を取りまとめた詳細かつ実践的なレポートを作成。

(EUの例)

- ① [EU \(フランス\) : 茶](#)
- ② [EU \(フランス\) : 切り花・盆栽](#)
- ③ [EU \(フランス\) : 味噌](#)
- ④ [EU \(フランス\) : 水産物](#)
- ⑤ [EU \(ベルギー\) : 茶](#)
- ⑥ [EU \(EU・英国\) : 牛肉](#)

1-① フランスにおける茶の市場動向

A 日本からフランスへの農林水産物・食品の輸出状況

- 日本からフランスへの主な輸出品は、日本酒やウイスキー等のアルコール飲料や醤油等。
- 緑茶は、年々増加傾向にあり、10年間で約3倍になっている。

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
アルコール飲料 1,159百万円	アルコール飲料 1,648百万円	アルコール飲料 2,542百万円	アルコール飲料 2,618百万円	アルコール飲料 3,226百万円	アルコール飲料 3,333百万円	アルコール飲料 3,440百万円	アルコール飲料 3,185百万円	アルコール飲料 5,748百万円
ホタテ貝 302百万円	醤油 337百万円	ホタテ貝 367百万円	ホタテ貝 381百万円	醤油 399百万円	醤油 390百万円	醤油 396百万円	醤油 424百万円	メントール 681百万円
醤油 300百万円	ペプトン等 233百万円	醤油 333百万円	醤油 369百万円	緑茶 285百万円	ソース 330百万円	緑茶 320百万円	果汁 337百万円	醤油 555百万円
ソース 197百万円	混合調味料 191百万円	緑茶 220百万円	緑茶 322百万円	ホタテ貝 256百万円	緑茶 310百万円	果汁 314百万円	果汁 318百万円	たばこ 484百万円
ペプトン等 196百万円	ソース 173百万円	ソース 173百万円	ソース 198百万円	ソース 228百万円	果汁 228百万円	ソース 306百万円	緑茶 312百万円	ソース 415百万円
デキストリン等 193百万円	緑茶 170百万円	ペプトン等 172百万円	スープ・ブロス 186百万円	果汁 197百万円	デキストリン等 218百万円	かつお・マグロ 249百万円	ソース 290百万円	緑茶 378百万円
メントール 155百万円	真珠 144百万円	播種用の種 162百万円	植物の液汁 176百万円	播種用の種 196百万円	播種用の種 216百万円	244百万円	234百万円	339百万円
播種用の種 154百万円	植物の液汁 132百万円	たばこ 151百万円	ペプトン等 161百万円	デキストリン等 152百万円	スープ・ブロス 178百万円	デキストリン等 184百万円	デキストリン等 179百万円	かつお・マグロ 270百万円
合計 45億円	合計 49億円	合計 61億円	合計 65億円	合計 72億円	合計 75億円	合計 79億円	合計 77億円	合計 127億円

茶のレポート抜粋

食品企業の海外展開にも資する輸出支援プラットフォームの活動（EUの例）

【活動例③】EUマンスリーレポート

【毎月EU規制情報を更新中】



EUの食品規制・政策をモニタリングし、毎月マンスリーレポート（15－20ページ）を発行・公表

- ① 対象となるEU食品規制・政策とその概要に加え、
- ② 情報ソースも記載し、原典の確認も可能

日付	対象となるEU食品 規制・政策	概要	関連機関及び情報ソース
01/04/2023	成分規制	欧州食品安全機関（EFSA）は、EU市場における食品および飲料に使用されている、ガス類を含む特定の添加物に関するデータを求めている。EFSAは「人による消費を意図した食品および飲料における食品添加物の発生データに関する公募」を通じ、グルコン酸（E574）および関連食品添加物（E575-579）、リボヌクレオチド（E626-635）に関する研究やその他のデータを6月30日まで募集している。今回の募集では、EU食品添加物規則（1333/2008）が発効した2009年1月20日時点で既に市場に出回っており、再検査が行われていないガス状の食品添加物のうち以下も対象となっている：二酸化炭素（E290）、アルゴン（E938）、ヘリウム（E939）、窒素（E941）、亜酸化窒素（E942）、酸素（E948）、水素（E949）、ブタン（E943A）、イソブタン（E943B）およびプロパン（E944）	EFSA： https://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/2023-03/2023_Call%20for%20food%20additiv%20occurrence%20data.pdf

【活動例④】概要レポート

EUの食品市場に係る既存規制の改正動向や新たに制定が予定される規制の動向等について調査、簡易レポートを作成

1. [食品添加物](#)
2. [包装及び包装廃棄物](#)
3. [食品ラベル](#)
4. [食品接触材](#)
5. [重金属規制](#)
6. [化学物質規制](#)
7. [販売基準](#)
8. [漁業規則](#)
9. [通関修正申告](#)
10. [朝食指令](#)
11. [GI規制](#)
12. [CSDDD](#)
13. [使い捨てプラ](#)
14. [NGT](#)
15. [立法手続](#)
16. [アニマルウェルフェア輸送規則](#)

マンスリーレポート等で取り上げたEUの特定の規制についてさらに個別に概要を解説

17. [ロビー団体](#)
18. [再生プラスチック](#)

【NEW】

19. [タンパク質戦略](#)
20. [ハチミツ含む混合食品](#)
21. [EU法と英国国内法](#)
22. [ウィンザー枠組みと北アイルランド](#)
23. [農業の戦略的対話](#)



食品企業の海外展開にも資する輸出支援プラットフォームの活動（EUの例）

【活動例⑤】 深掘りレポート

個別規制をさらに深掘りして、20ページ程度のレポートで内容を解説

- 1 : [食品ラベル](#)
- 2 : [日本酒](#)
- 3 : [PPWR（包装・包装廃棄物規則）](#)

【NEW】

- 4 : [EUの立法過程](#)

【令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

（プラットフォーム支援員による体制強化）】

深掘りレポート 第1回：EUの食品ラベル表示

1. はじめに	1
2. アルコール飲料のラベル表示	1
2.1 FIC規則の改正におけるアルコール飲料のラベル表示について	1
2.2 ワインのラベル表示	2
2.3 アイルランドにて可決されたアルコール飲料ラベルの健康警告表示	3
2.4 アイルランドの新法に関する各利害関係者の見解	4
2.4.1 EU加盟国の反応	5
2.4.2 EU域外からの反応	6
3. 原産地表示	6
3.1 食品とその原材料の原産地表示	6
3.2 国内法	7

【活動例⑥】ブリュッセル便りと規制解説

月1回程度のEU規制情報「ブリュッセル便り」をメール配信

【登録はこちらまで】

euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp

※「★」を「@」に置き換えて下さい。

さらに、[EU代表部HP](#)において、EU規制（[PPWR](#)、[EUDR](#)、[食品プラスチック規制](#)）

をパワーポイント資料でわかりやすく解説！

EUのPPWR （包装・包装廃棄物規則）の概要

令和6年5月

【問い合わせ先（EUプラットフォーム・ブリュッセル事務局）】
euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp

※上記の「★」を「@」に置き換えて下さい。

在欧食品協議会の活動（輸出支援プラットフォームによる現地進出企業の支援の例）

在欧食品協議会

欧州の在外公館・JETRO、JFOODOで構成するEU輸出支援プラットフォームのブリュッセル事務局がリードする形で、EU進出主要日系食品メーカーが一堂に会し、EUの規制等に関する最新情報を共有するとともに、日系食品企業が不利な立場に置かれまいと共同で対処していく戦略や具体的アクションを議論。

- 第1回：2024年 5月30日（木）[URL](#)
- 第2回：2024年10月 2日（水）[URL](#)
- 第3回：2024年11月28日（木）[URL](#)
- 第4回：2025年 6月25日（水）予定



グローバル ウォッチ

「サクラの香り」にも規制の壁

日本産食品の海外展開を急ぐ企業に対し、欧州連合（EU）の規制が障壁となる事例が増えている。今年に入り、サクラの香料を使った日本の大手企業の欧食食品が欧州の通関で差し戻されていたことも分かった。複雑なEU規制に対応するため、日本の官民が連携を強める方針だ。

EUは食品安全に関する独自のルールのほか、域内で流通する香料に規制を設けている。サクラの花や葉の香りを用いた食品は日本で珍しくないが、EUで伝統的に食べられていないことなどを理由に輸出できない事例があった。欧州への輸出を計画した企業や日本政府関係者にとって想定外の「障壁」だった。

企業の要請を受け、日本政府が対応にあたった。EUの規制内容を事実上定める「欧州香料協会と協議した結果、同組織がサクラは、日本で使



日本の官民は9月、ブリュッセルで日本産食品を売り込むイベントを開いた。EU日本政府代表部提供

用実績がある」として輸入を容認する方針を8月に明示。メーカーのEU向け輸出は可能になる見通しとなった。日本からの輸出に欠かせない、食品を包むフィルムも2030年から規制対象となる見込み。EUは24年春に暫定合意した包装規制案で、全ての包装についてリサイクル可能でなければならないと定め

た。日本のメーカーが輸出する和牛などを包む「多層フィルム」は耐湿性、保存性などに優れるが、EU基準を満たさないものが多いとみられる。このまま規制対象になった場合、新素材を開発できなかったら輸出は難しくなる公算が大

き。EUが今後施行に向けて調整する森林保護規制も日本企業にビジネスに影響する。欧州で生産する食品について、サプライチェーン（供給網）を通じて森林破壊をしていないと証明することを義務付ける強弁な規制の一つだ。

例えば欧州で生産するしょうゆに用いる大豆などが対象となる可能性がある。供給網に関する情報を伝達すれば、サプライヤ、情報が漏れるリスクがある。企業秘密の観点から懸念する企業も多い。EUの一部加盟国に加え、日本や米国などがEUに施行延期を強く求め続けた。その結果、12月の施行は延期され、現状では、製品がゆわかったお節といった食品の輸出にも高いハードルがある。EUの食品規制に抵触しており、日本企業が欧州の衛生基準に合わせるべきと、コストが膨らむ問題がある。

日本産食品の欧州販売を巡っては3月、日本酒事実上の禁輸となる事態が回避された。日本酒がEU規制の対象となるEU日本政府代表部に出向していた農林産省の職員が気づき、政府が改めて修正を働きかけたのが奏功した。

最終的にEU内で合意した規制法案には、日本酒の禁輸につながる内容は明記されなかった。日本政府だけでなく、欧州に進出する日本企業にはロビイングの人材が少ないのが実情だ。EUの主要機関が集まるブリュッセルには、他国の様々な業界の利益を守るためのロビイストが多く集まる。危機感を持った日本政府も今年、ようやく本格的な官民協議会を立ち上げた。ブリュッセルなどで定期的な会合を開き、足元の規制がこれからの対応についての情報を緊密

に共有する。EUの規制は複雑で、その成立過程には多くの関係機関が関与する。執行機関の欧州委員会が提案した後、加盟国間の欧州議会で議論して決める。こうした手続きに加え、各国のロビイストなどが積極的にEU関係者と接し、少しでも規制を自国に有利な形に改めようと奔走する。企業が個別に対応するのは、官民でEUのルールづくりに関わっていく態勢が不可欠となっている。官民協議会に参加したミツカン英国法人の西倉一郎最高経営責任者（CEO）は「日ごろからメーカーの声を聞いてもらえれば、規制が決まる前に対応できる可能性は高まる」と語り、政府との協調に期待を寄せた。

これまでにブリュッセルで開いた協議会には英国やフランス、ドイツ、チェコ、ハンガリーなど欧州各地から企業の担当者が集った。EUが検討する複数の規制に関する質問が相次いだ。一方、「他社の質問を聞くことで新たな気づきが多くあった」といった意見が出た。「EUの規制はその市場の大きさと加盟国の数もあり、グローバルスタンダードになるいわゆる『ブリュッセル効果』を有している。官民がより連携した関与が重要だ。EU代表部の相川一俊特命全権大使は意識改革を訴える。（ブリュッセル＝辻隆史）

[2024年10月16日 日本経済新聞 夕刊2面]
＜グローバルウォッチ＞で本協議会の取組が紹介。

在欧食品協議会で議論されたテーマの例

○ 農林水産省による食品企業の国際事業展開支援の施策

－農林水産省本省より説明－

○ EU規制最新情報

- ・EU輸出支援プラットフォームの紹介
- ・EU新政権での経済政策の重要方針と其中での農業食品政策方針
- ・PPWRについて

－EU代表部より説明－

PPWRは、リサイクルや再利用の促進、包装廃棄物の削減のため、EU域内のすべての包装材に対して、リサイクル可能な包装とする等の持続可能性要件、表示要件等を課すもの。

○ EUDR（森林減少フリー製品規則）

- ・欧州委員会による適用延期提案を含む最新動向
- ・ベルギー主催EUDR説明会の概要

－EU代表部・JETROブリュッセルより説明－

EUDRとは、森林減少防止を目的に7品目（①牛、②カカオ、③コーヒー、④アブラヤシ、⑤大豆、⑥木材、⑦ゴム）を、規制の対象としている。

○ EUのサステナビリティ規制①

- ・FLB（強制労働産品禁止規則）

－EU代表部より説明－

FLBでは、強制労働によって生産された商品を市場から排除することを目的としている。

○ JBCE（在欧日系ビジネス協議会）の紹介

－JBCEより説明－

JBCEは1999年に設立。日本の産業界を代表し、欧州の政策立案への貢献を目的として活動し、現在の会員は100社超。様々な委員会活動を通じて日本とEUの架け橋となるべく、日本企業の欧州経済への貢献に対する理解促進に取り組んでいる。

○ EU競争法解説（Mondelez社による並行輸入事案等）

－現地法律事務所より説明－

EU競争法は、市場における公正な競争の維持や消費者利益の保護（価格等）を規定、カルテル禁止や支配的地位の濫用を禁止している。具体的な事案として、支配的地位を濫用したMondelez社の事例を解説。

○ EUのサステナビリティ規制②

- ・CSRD（企業サステナビリティ報告指令）
- ・CSDDD（企業サステナビリティデューデリジェンス指令）

－現地会計事務所より説明

CSRD：企業が環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する情報を開示することを義務化し、投資家等に透明性を提供するもの。

CSDDD：企業が自社及びサプライチェーン全体における人権侵害・環境破壊を把握し、未然防止・是正する責任を法的に義務付けるもの。

○ EUの新規食品規制

－現地法律事務所より説明－

培養肉などの新規食品（Novel Foods）に関するEUでの規制について。

○ 出席者間での意見交換／ネットワーキング